生	汪	困窮者住	居確	保給付金	金支給申請	青書(則第1	11条第1	項第1号の	規定に	よる支	給)
フリガナ				サカイ	タロウ						
①氏名				堺 太郎							
②生年月日					B	昭和〇〇年	00 月	00 ∃	満(00)歳
③電話番号				000-0	000-000	0					
	4	次の1.又は2	2.の場	合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)							
申立事項	1.			第1号に規定する場合							
		離職等の時期		令和〇〇年〇〇月〇〇日							
		離職等した事業所 則第3条第2号に規		OO株式会社 OO店 字マス担合							
						5日就娄し7	ていたが	△△△四理由	により	会社から	5
		収入を得る機会の減少		OO株式会社OO店で週5日就労していたが、△△の理由により会社から 勤務日数の減少を言い渡され、OO年OO月より週2日程度の勤務となっ							
		の状況	##	た。	1 W. H- 1	·	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	P)=155/	.//. [. .]		<u></u>
	(5)	雑職等前に世 離職等前の雇用									
		等、世帯の生計の維持		〇〇年〇〇月から〇〇株式会社に勤務し、離職(もしくは減収)するまで 出典されていま							
		にかかる状況		世帯主として生計を維持していた。 いずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)							
					該当している	_ C (いずれた	か該当する数	字を○で囲んだうえ、	該当する	ちに記載)	
	1.	住居を喪失している 住居を喪失した時期									
				堺市○○区○○町○一○ △マンション○号室							
		現在の状況		〇〇〇〇〇で寝泊まり							
	2.	住居を喪失するおそ									
		現在の住所		堺市〇〇区〇〇町〇一〇 △マンション〇号室							
		住居の家主等		00 00							
		喪失するおそれのあ									
		る住居の家賃額		00000A							
		現在の収入状況等、住民専生のおそれがある		預貯金等が少なく、今後の家賃が支払えない状況であるため。							
		理由、状況等		INTIMETION OF A MANAGEMENT AND COLOROWS							
	7	申請者及び申	請者と	同一の世	帯に属する者	の収入及で	バ預貯金	等が次のとこ	おりで	あるこ	<u>L</u>
					サカイ ハナ	<u> </u>					
		氏名	堺	太郎	堺 花子						
		続柄	本	人	妻					合計	
		生年月日	昭和〇	年〇月〇日	昭和〇年〇月〇	B					
		収入(月額)		00 円	00	円	円	P	7	00	円
		預貯金等		00 円	00	円	円	P	7	00	円
		※申請日の属する か月間の平均収力							の確定し	している直	[近3
		1. 112. 1.	->-	H.144	# - III			* /\		1.44 3 .1	

上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、堺市、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺 市 長殿

申請者氏名 堺 太郎

様式第一号(裏面) (様式1-1) (裏面)

(注 意 事 項)

1 <u>申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、</u> 又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受 給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

2 受給中は、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。

ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、堺市が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。

- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、堺市から資産又は収入の状況につき、 官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しく は離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に 対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条第2項の規定に基づく就労支援に関する堺市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給については、堺市が特に必要と認める場合を除き、賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

(用語)

「法」とは、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)をいいます。

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)をいいます。

「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。 「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・ 総合支援資金をいいます。

「特定地方公共団体」とは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体をいいます。

「職業紹介事業者」とは、職業安定法第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいいます。